

平成 30 年度新規研究課題

課題番号 (5)

課題名：新たな飼料用米¹⁾として利用できる主食用品種の選定と省力・低コスト・多収栽培技術の確立

研究期間：平成 30～32 年度

研究担当：農業技術部土地利用作物研究室

1 研究の背景

近年、県内の飼料用米の作付けは拡大しているが、県内の需要量(H29：6,316 t)を満たしていない状況(現状の生産量 H28：3,976 t)であり、今後更なる作付面積の拡大や収量の向上が求められている。

飼料用米の収量向上のためには専用品種²⁾の利用が有利であるが、収穫や乾燥調製時のコンタミ³⁾の懸念から、現在、県内では主食用品種を利用している生産者が多い(74%、知事特認品種⁴⁾含む)。

平成 27 年から主食用品種「あきだわら」が知事特認品種となり、平成 29 年には 489ha まで作付が拡大しているが、いもち病の発生が多く、収量は低迷(8 俵/10a 程度)している。

2 目的

飼料用米の主食用品種について、病害抵抗性を持った多収の新品種を選定・導入し、省力・低コスト・安定多収栽培を実現する。

3 研究内容

- 1) 現在の「あきだわら」に代わる多収で病害に強い新たな主食用品種を選定する。
- 2) 新たな品種を用いて省力・低コスト・多収となる栽培技術を確立する。

4 研究のポイント

- 1) 新品種の省力・低コスト・多収栽培基準を作成する。
- 2) 新品種導入により、販売単価、補助金を考慮した収益向上のための収量を確保する。
- 3) 新品種の安定多収栽培により飼料用米県内需要量を充足させる。

脚注 1) 玄米や粳を家畜の飼料として利用するお米。

2) 飼料用米専用に育成された多収品種、通常の主食用品種と粒形や粒大が異なるものが多い。

3) コンタミネーション。主食用のお米に粒の形が異なる飼料用米が混入すること。農産物検査で等級格下げの要因となる。

4) 収量が多く、生産量が確保できると県知事が認定した主食用品種。生産者が飼料用米として作付することで専用品種と同様の補助金が得られる。

新たな飼料用米として利用できる主食用品種の選定と 省力・低コスト・多収栽培技術の確立 (H30~32)



農業技術部 土地利用作物研究室

○研究の背景

- 県内の飼料用米作付面積は増加したが、県内需要量を満たせていない
- 収量向上には専用品種の利用が有利だが、コンタミが不安なため県内生産者の 70%以上が主食用品種を利用している



主食用品種「あきだわら」を飼料用米の知事特認品種に採用 (H27)
作付が 489ha に拡大 (H29)



「あきだわら」でいもち病が多発 → 収量が低迷(県平均≒480kg/10a)



でも飼料用米に
防除費用は
かけたくないなあ…



県の基準単収以下！！

「あきだわら」に代わる病害抵抗性を持った
多収品種が望まれている

○研究の内容

- ・病害抵抗性+多収を叶える主食用品種を選定する。
- ・省力・低コスト・多収が可能な栽培技術を検討する。



○研究の成果

「あきだわら」に代わる病害抵抗性を持った多収品種の省力・低コスト・
多収栽培技術が確立される



効果

新たな品種の利用で飼料用米の生産量拡大
省力・低コスト・多収栽培で生産者の収益向上



飼料用米の県内需要量：6,316 t を満たす生産量

